

# 次の感染拡大に向けた 安心確保のための取組の全体像（概要抜粋）

資料1

## 基本的考え方

- ワクチン、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れをさらに強化するとともに、最悪の事態を想定して、次の感染拡大に備える。
- 今夏のピーク時における急速な感染拡大に学び、今後、感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を進める。
- こうした取組により、重症化する患者数が抑制され、病床ひっ迫がこれまでより生じにくくなり、感染が生じても、国民の命と健康を損なう事態を回避することが可能となる。  
今後は、こうした状況の変化を踏まえ、感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図る。
- 例えば感染力が3倍となり、医療がひっ迫するなど、それ以上の感染拡大が生じた場合には、強い行動制限を機動的に国民に求めるとともに、国の責任において、コロナ以外の通常医療の制限の下、緊急的な病床等を確保するための具体的措置を講ずる。

# 1 医療提供体制の強化

項目	内容
1 病床の確保、臨時の医療施設の整備	<u>入院を必要とする者が、まずは迅速に病床又は臨時の医療施設等に受け入れられ、確実に入院に繋げる体制を11月末までに整備</u>
2 自宅・宿泊療養者への対応	<u>全ての自宅・宿泊療養者に、陽性判明当日ないし翌日に連絡をとり、健康観察や診療を実施できる体制を確保</u>
3 医療人材の確保等	<u>感染拡大時に臨時の医療施設等が円滑に稼働できるよう、医療人材の確保・配置調整を担う体制を構築</u>
4 ITを活用した稼働状況の徹底的な「見える化」	<u>医療体制の稼働状況をG-MISやレセプトデータなどを活用して徹底的に「見える化」</u>
5 さらなる感染拡大時への対応	<p><u>・今後、地域によって仮に感染力が2倍を超える水準になり、医療のひっ迫が見込まれる場合、国民に更なる行動制限を求めるとともに、国の責任において、コロナ以外の通常医療の制限の下、緊急的な病床等を確保するための追加的な措置を講ずる。</u></p> <p><u>・感染力が2倍を超え、例えば、更なる医療のひっ迫が見込まれる場合、大都市のように感染拡大のリスクが高く病床や医療人材が人口比で見ても少ない地域等について、当該地域以外の医療機関に、コロナ以外の通常医療の制限措置を行い、医療人材派遣等を行うよう、国が要求・要請。こうした措置が速やかに解除されるよう、国民には更なる行動制限を求める。</u></p>

## 2 ワクチン接種の促進

- 11月中に希望する方への2回のワクチン接種を概ね完了見込み
- 12月から追加接種を開始。追加接種対象者のうち、希望する全ての方が受けられるよう体制を確保

## 3 治療薬の確保

- 経口薬は治療へのアクセスを向上・重症化予防により、国民が安心して暮らせるようになるための切り札
- 年内の実用化を目指すとともに、必要量を確保

## 4 国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復

- 感染拡大を防止しながら、日常生活や経済社会活動を継続できるよう、行動制限の緩和の取組を進めていく。

・誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の拡大・環境整備

・感染状況を評価する新たな基準の考え方

・今後のさらなる対応

・電子的なワクチン接種証明

・新型コロナの影響を受ける方々への支援

# 新たなレベル分類の考え方

(令和3年11月8日 コロナ分科会提言のポイント)

- ワクチン接種率が70%を超え、治療薬の開発が進んできたことを受け、これまでのステージ分類(Ⅲはまん延防止等重点措置、Ⅳは緊急事態措置の目安)を見直し、「レベル分類」とする。(レベル0から4の5段階)
- レベル判断に当たっては、感染状況も注視するが、「医療のひっ迫の状況」により重点を置き、医療ひっ迫が生じない水準に感染を抑えることで、制限を段階的に緩和し、日常生活や社会経済活動の回復を促進する。
- 新たな判断指標として、①予測ツールを用いて「3週間後に必要とされる病床数」を推計して「確保病床数に到達する場合」、又は②「病床・重症病床使用率が50%を超えた場合」にレベル3とし、“強い対策”を実施。
- レベル2の指標は、病床使用率や新規感染者数を含め、都道府県が具体的な数値を設定。

# 新たなレベル分類

- 新たなレベル分類の考え方は、感染の状況を引き続き注視するが、医療逼迫の状況により重点を置いたものであり、都道府県ごとに感染の状況や医療ひっ迫の状況等を評価するためのもの。
- 各レベルで必要な対策を機動的に講じるタイミングについては、各都道府県が“予測ツール”及びこれまで用いてきた様々な指標の双方を用いて総合的に判断する必要がある。

	感染状況・医療提供体制	措置内容
レベル0	新規陽性者数がゼロを維持できている状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種率の更なる向上及び追加接種の実施</li> </ul>
レベル1	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療提供体制の強化</li> <li>・総合的な感染対策の継続</li> </ul>
レベル2	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人々が感染リスクの高い行動を回避するように呼びかけ</li> <li>・まん延防止等重点措置(都道府県全域に拡大のおそれ等)</li> <li>・保健所の体制強化</li> <li>・必要な病床の段階的な確保</li> <li>・一般医療の制限(レベル2の最終局面)</li> <li>・レベル3で行う対策の準備</li> </ul>
レベル3 ※	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況	<p>「強い対策」として、病床の更なる確保に加え、例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急事態措置(特に社会経済圏が広域的な大都市圏)</li> <li>○まん延防止等重点措置(特に感染状況が多様な地方部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチンや検査の戦略的かつ集中的な実施</li> <li>・飲食店やイベントの人数や時間の制限</li> <li>・対面授業の自粛要請</li> <li>・ワクチン・検査パッケージの継続運用や停止の検討</li> </ul> </li> </ul>
レベル4	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更なる一般医療の制限や積極的疫学調査の重点化等の対応</li> <li>・国は、都道府県の支援及び都道府県間の調整・国民に対する医療の状況について周知</li> </ul>

※都道府県ごとに推計した「3週間後に必要とされる病床数」が各自治体において確保病床数に到達した場合、又は病床使用率や重症病床使用率が50%を超えた場合に、都道府県が総合的に判断する。その際、感染状況その他様々な指標も併せて評価する。

【「新たなレベル分類の考え方(R3.11.8新型コロナウイルス感染症対策分科会資料)及び

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(R3.11.19新型コロナウイルス感染症等対策推進会議基本的対処方針分科会資料)」を基に北海道作成】